

『災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定』
(道路関連)

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

平成27年3月24日

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所長 杉崎 光義

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定（道路関連）
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の施設等が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、早期情報収集及び応急対策を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、技術者及び労力について、双方がその確保及び出動の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成27年7月1日から平成30年6月30日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成27・28年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者の定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスファル

ト舗装工事のいずれかに申請を行い受理されている者で、平成27年4月1日に認定がなされる者であること。

- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 神奈川県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成11年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかで、受注金額が3千万円以上の施工実績を有すること。（共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 横浜国道事務所の管理する国道から概ね10km（直線距離）以内に土地面積100㎡以上の資材置き場を所有すること。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成要領は次表のとおりとする。

評価項目	留意事項
<p>(1) 工事の施工実績 【等式-1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成11年4月1日以降に、神奈川県内で元請けとして完成・引渡し完了した道路工事における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のうち受注金額が3千万円以上の代表的なものを1件記載する。 ② 可能な限り国土交通省発注工事（成績が60点未満のものを除く）から選定する。 ③ CORINSの写し（登録されていない場合は、契約書の写し）を添付する。 ④ 施工実績が無い場合は協定を締結しない。
<p>(2) 協定締結希望区間と希望理由、資材置き場の状況 【様式-2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 協定締結の希望区間を記載する。 ② 資材置き場の住所、面積、希望区間からの距離（直線距離）を記載する。 ③ 資材置き場は横浜国道事務所管理の国道から概ね10kmに資材置き場（100㎡以上）が無い場合は協定を締結しない。また、駐車場、物置等は資材置き場と見なさない。 ④ 資材置き場は協定期間中継続的に確保できるものに限る。

<p>(3) 災害時に使用する建設資機材の状況 【様式-3】</p>	<p>① 協力要請時に確保できる建設資機材の保有及び備蓄数量を記載する。 ② 建設機械は、自社、協力会社及びリース会社で所有又は手配することができるものとする。 ③ リース会社と契約している建設機械の契約書（リース期間が証明できる）を提出すること。 ④ 確保が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>(4) 災害時に出勤できる技術者、作業員の状況 【様式-4】</p>	<p>① 災害時に出勤可能な技術者（土木施工管理技術士等の資格を保有し監督の出来る者）、作業員の出勤体制を記載する。 ② 技術者、作業員は、自社、協力会社に所属又は手配することが出来る人数とするが、協定期間中、災害時に早急に横浜国道事務所の災害応急対策業務に確保できる人数を記載する。 ③ 出勤の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>
<p>(5) 他機関との災害応急対策に関する協定又は契約締結状況 【様式-5】</p>	<p>① 他の公共機関との間において、当事務所と同様もしくは類似する災害協定又は契約を締結している場合は記載する。 ② 複数締結している場合はすべて記載する。 ③ 他機関との要請が重複した場合の体制が不明確な場合は協定を締結しない。</p>

(2) 技術資料の提出

1) 様式を横浜国道事務所HP（※）からダウンロードにより、入手すること。

※HPアドレス : <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/>

2) 技術資料は、次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認の出来るもので受付期間の消印有効）して下さい。

・受付期間：平成27年3月24日（火）から平成27年4月20日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

・受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：高橋）

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町1-3-2

TEL 045-316-3543（防災情報課直通）

FAX 045-316-3558（防災情報課直通）

3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）。

4) 提出資料と合わせて入力データを電子媒体（CD）で提出してください。なお、様式-1～5については1)でダウンロードしたデータ（エクセルファイル）とします。図面等の添付資料はPDFファイルとします。

4. 協定の締結に関する事項

- (1) 協定は、提出された技術資料を基に各項目を総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とするので注意すること。
- (2) 協定区間は、協定締結希望区間と希望理由を参考に決定するものである。ただし、必ずしも希望区間とならない場合、また1つの区間に対し複数社と協定を締結する場合は協議を行う。
- (3) 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合は、協議の上複数区間の担当となる場合もあることとする。
- (4) 提出された技術資料についてヒアリングを行うことがある。その場合は別途連絡する。
(平成27年4月下旬を予定)
- (5) 協定締結者への通知
 - ①通知方法：書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
 - ②選定通知：平成27年5月中旬頃の発送予定で郵送する。

5. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）を書面をもって横浜国道事務所長から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、横浜国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) （2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ①受付場所：関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課（担当：高橋）
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
TEL 045-316-3543（防災情報課直通）
 - ②受付期間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。
- (4) （2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) （2）の非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

6. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用することはありません。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本送付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

(8) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2
関東地方整備局 横浜国道事務所 防災情報課 (担当：高橋)
TEL 045-316-3543 (防災情報課直通)